

財務諸表の承認及び中期目標期間終了時における積立金の処分に係る事務局における確認について

1. 中期目標期間中における取扱いとの主な相違点

本件は、中期目標期間の最終年度における取扱いであり、期中における取扱いとは次の点で相違している。

通常の業務の実施に伴う収益化に加え、期末時点における運営費交付金債務は、精算のための収益化する取扱いとされている。期中における剰余金(当期総利益)は、国立大学法人第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第1項に基づき積立金とされ、積立金のうち国立大学法人法第32条第1項に基づき文部科学大臣の承認を受けた金額については、次期中期目標期間へ繰越す取扱いとされている。その相当額は、大学共同利用機関法人の事業の用に供すると認められるものであり、残余については、国庫納付することとされている。

2. 事務局における確認の方針

財務諸表は、国民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。また、各大学共同利用機関法人に係る決算における積立金の額が適正か、また、次期中期目標期間への繰越申請を受けた額が適切か確認する必要がある。

したがって、文部科学大臣による財務諸表の承認及び中期目標期間終了時における積立金の処分にあって、事務局においては、合規性の遵守と表示内容の適正性の観点から確認を行った。なお、財務諸表等の数値についても、必須記載事項の遺漏や書類相互間における係数の整合性等について確認を行った。

3. 確認内容

財務諸表の承認及び中期目標期間終了時における積立金の処分について、法令上の位置付けは異なるが、下記「合規性の遵守」及び「表示内容の適正性」について、確認すべき項目は基本的に重複していると考えられるため、下記リストにより一括して確認を行った。

(1) 合規性の遵守

チェック項目	チェック結果
提出期限は遵守されたか。	(財務諸表) ・6月末日までに提出を受けることとなっているが、全ての法人より期限内に財務諸表を提出した。 (積立金の処分) ・6月30日までに提出を受けることとなっているが、3法人より期限内に承認申請書を提出した。
必要な書類は全て提出されたか。	(財務諸表) ・全ての法人が、以下の書類を提出した。 ①財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分[損失の処理]に関する書類、国立大学法人

	<p>等業務実施コスト計算書、附属明細書)</p> <p>②決算報告書</p> <p>③事業報告書</p> <p>④監事及び会計監査人の監査証明 (積立金の処分)</p> <p>・該当のある3法人が以下の書類を提出した。</p> <p>①承認申請書</p> <p>②貸借対照表</p> <p>③損益計算書 (※「その他文部科学省令で定める書類」は未指定。)</p>
監事及び会計監査人の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	<p>・全ての法人における監査証明は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。</p>

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	<p>(財務諸表)</p> <p>・財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。</p> <p>(積立金の処分)</p> <p>・全ての書類について、明らかな記載誤りや遺漏はないことを確認した。</p>
計数は整合しているか。	<p>・各書類における計数について、整合を確認した。</p>
書類相互間における計数の整合は取れているか。	<p>・主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における計数の整合を確認した。</p>
行うべき事業を適切に行っているか。	<p>・業務達成基準及び費用進行基準の適用事業について、「財務諸表等の補足資料」などにより行うべき事業を行っていることを確認した。</p>
運営費交付金に係る会計処理は適正か。	<p>①全ての法人における期間進行基準の適用事業について、運営費交付金債務全額が収益化されていることを確認した。</p> <p>②全ての法人における業務達成基準の適用事業について、行うべき事業が行われており、運営費交付金債務全額が収益化されていることを確認した。</p> <p>③全ての法人における費用進行基準の適用事業のうち退職手当相当額について、費用の発生相当額について運営費交付金債務が収益化され、また、その残額について運営費交付金債務について精算により収益化されていることを確認した。</p>

	④全ての法人における費用進行基準の適用事業のうち退職手当相当額を除く事業について、費用の発生相当額について運営費交付金が収益化され、また、その残額について運営費交付金債務について精算により収益化されていることを確認した。
執行計画及び繰越申請額は相当性を失っていないか。	・第2期中期計画等に照らし、執行計画及び繰越申請額について相当性を失ったものとはなっていない。

4. 確認結果及びコメント

(1) 財務諸表の承認

大学共同利用機関法人から提出された財務諸表等について確認したところ、国立大学法人会計基準に照らして適正に作成されており、文部科学大臣による財務諸表の承認にあたって、事務局として特段のコメントはない。

(2) 中期目標期間終了時における積立金の処分

「承認申請書」における「最終事業年度に国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第1項により整理を行った積立金の残余の額のうち、承認を受けようとする額」について確認したところ、全ての法人において積立金の範囲内であり、文部科学大臣による積立金の第2期中期目標期間への繰越承認にあたって、事務局として特段のコメントはない。

よって、積立金の処分については、各法人からの承認申請額の範囲内で、関係当局と折衝後の額について積立金の繰越承認を行う見込みである。

【参照条文】

○国立大学法人法（平成15年法律第112号）（抄）
（積立金の処分）

第32条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二條第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 国立大学法人等は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

○独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）（抄）
（財務諸表）

第38条 国立大学法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に關する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 （略）

3 文部科学大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 （略）

（利益及び損失の処理）

第44条 国立大学法人等は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 （略）

3 国立大学法人等は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 （略）

○国立大学法人法施行令（平成15年12月3日政令第478号）（抄）
（積立金の処分に係る承認の手續）

第4条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る準用通則法（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。）第四十四条第一

項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第三十二条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日まで、同項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第三十二条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付期限)

第6条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

○国立大学法人法施行規則（平成15年12月19日文部科学省令第57号）（抄）

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第25条 国立大学法人法施行令第4条第2項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第1項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した書類とする。